

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年7月16日 山形地方法務局新庄支局 登記官 金 洋実

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第3902-2025-0001号	最上郡最上町大字大堀字割地707番1
第3902-2025-0002号	最上郡最上町大字大堀字湯向853番2
第3902-2025-0003号	最上郡最上町大字大堀字湯向853番4
第3902-2025-0004号	最上郡最上町大字大堀字湯向897番1
第3902-2025-0005号	最上郡最上町大字大堀字湯向902番4
第3902-2025-0006号	最上郡最上町大字大堀字湯向906番1
第3902-2025-0007号	最上郡最上町大字大堀字湯向911番
第3902-2025-0008号	最上郡最上町大字大堀字瀬見999番1